

許可期限以降も引き続き 自家用車活用事業(日本版ライドシェア)の許可を受ける際の 申請書の「4. 運送しようとする期間」の記載方法について

様式1
 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

名 称
 住 所
 代 表 者 名
 担 当 者 名
 担当者連絡先

自家用自動車有償運送(自家用車活用事業)許可申請書

このたび、下記のとおり自家用自動車の有償運送(自家用車活用事業)を行いたいので、道路運送法第78条第3号及び同施行規則第50条により、関係書類を沿えて下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者名
2. 運送需要者
 (例) 国土交通省が指定する時間帯において自家用自動車による運送サービスの提供を受けることを承諾する一般旅客
3. 運送しようとする人の数
 (例) 1日あたり計〇人
4. 運送しようとする期間
 (例) 令和〇年〇月〇日から2年間
5. 運送しようとする区域
 (例) 当社の一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域である〇〇交通圏

「4. 運送しようとする期間」の記載方法は原則2種類です

① 既に受けている許可の期限の翌日から2年間の許可を受ける場合

【基本パターンはこちらです】

(例) 令和6年6月1日に許可を受けた場合(許可期限: 令和8年5月31日の場合)で
令和8年6月1日以降も引き続き許可を受ける場合

→ 「令和8年6月1日から2年間」と記載して下さい。

※許可期限である令和8年5月31日までは従前に配分を受けた時間帯・車両数で
令和8年6月1日からは新たに配分を受けた時間帯・車両数での運行になります



② 既に受けている許可の満了を待たずに、新たに2年間の許可を受ける場合 【新たに配分を受けた時間帯・車両数での運行を前倒して開始するパターン】

(例) 令和6年6月1日に許可を受けた場合(許可期限: 令和8年5月31日の場合)で
許可期限を待たずに、従前に配分を受けた時間帯・車両数での運行を終了し、

令和6年5月1日から新たに配分を受けた時間帯・車両数で運行する場合

→ 「令和8年5月1日から2年間」と記載して下さい。

※令和8年4月30日までは従前に配分を受けた時間帯・車両数で

令和8年5月1日からは新たに配分を受けた時間帯・車両数での運行になります

